

**ツール・ド・九州 2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等
賑わい創出事業委託業務にかかる企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項**

1 趣旨

本年第3回大会を迎えるツール・ド・九州の認知度向上、大分ステージの魅力発信を図るためツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージ推進委員会が実施する「ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業」（以下「事業」という。）にかかる委託先の選定に関し、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等
賑わい創出事業委託業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務概要 別紙「ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等
賑わい創出事業仕様書」による。
- (4) 限 度 額 15,901 千円（消費税を含む。）
- (5) 著作権等
仕様書による。
また成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する者（本要項6（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。
- (4) 本要項4（2）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法

第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 過去 5 年間に本要項 5 (3) ①に規定する同種または類似の業務(県内、県外を問わない)を受託した実績を有していること。

(9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。

② 特定の公職者(その候補者を含む。)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者

(キ) 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募方法等

(1) 参加表明書の提出

参加を希望する者は、「プロポーザル参加申込書」(様式 1)を令和 7 年 7 月 1 日(火) 17 時 00 分までに下記(3)の提出先に持参すること。

① J V (ジョイントベンチャー※共同企業体)

企業、複数社による J V のいずれでも参加可能とし、すべての企業が「3 参加資格」の要件を満たすもので構成すること。一つの企業が複数の J V に加入することはできないこととする。J V の場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

② 参加資格の喪失又は辞退

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合にはプロポーザル参加辞退届(様式 2)を提出すること。

(2) 提案書等提出書類

「プロポーザル参加申込書」(様式 1)の提出後、以下の書類を令和 7 年 7 月 4 日(金)

17時00分までに下記（３）の提出先に持参すること。提出部数は正本１部、副本５部とする。（副本については提案者が特定できないよう、提出書類に事業者名等を未記載とすること。）

- ① 会社概要書（様式３）
- ② 業務実施体制（任意様式）
- ③ 配置予定責任者の経歴及び実績（様式４）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ スケジュール表（任意様式）
- ⑥ 概算費用見積書（任意様式）

（３）提出先

大分市大手町３丁目１番１号

ツール・ド・九州２０２５ 宮崎・大分ステージ推進委員会

（大分県企画振興部スポーツ振興課） 荒木

電話 ０９７－５０６－２０８９ FAX ０９７－５０６－１７２５

E－MAIL : a10330@pref.oita.lg.jp

（４）説明会

ア 日時

令和７年６月２４日（火）１０：００～１１：００

イ 場所

大分県庁本館３階 ３１会議室

ウ 説明内容

公募内容の説明、宮崎・大分ステージコース（案）の説明等

エ 参加方法

法人名および説明会出席者（２名以内）を記載し、下記申込先まで電子メールにて申し込むこと。

（申込先）a10330@pref.oita.lg.jp

（メール件名）ツール・ド・九州２０２５ 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務説明会申込み（法人名）

（５）質問

本プロポーザルの実施に関する質疑については、「質問書」（様式５）により行うものとし、持参、電子メール又はFAX（但し着信を確認すること。）のいずれかの方法で行うこと。

ア 質問書提出期限：令和７年６月２５日（水）１７時００分

イ 提出先：上記（３）の提出先と同様

ウ 回答方法：質問提出のあった業者に対して、令和７年６月２７日（金）までに電子メールにより回答する。

5 提出書類の内容等

(1) 会社概要書（様式3）

J Vの場合は企業ごとに作成すること。

(2) 業務実勢体制（任意様式）

業務総括責任者等の氏名、分担業務等の体制について記載すること。

(3) 配置予定責任者の経歴及び実績（様式4）

① 業務経歴欄は、配置予定責任者が役職に関係なく過去に従事した主な業務について記載すること。

② 記載する業務は、実績が確認できる最低限の件数でよい。

(4) 企画提案書（任意様式）

ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務に係る企画提案書等作成要領を参考として作成すること。

(5) スケジュール表（任意様式）

仕様書に記載した動画活用スケジュールを十分考慮の上作成すること。

(6) 概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき本委託業務を実施した場合に必要な経費を算出し、詳細内容と内訳金額を記載した見積書を提出すること。

(7) 記載留意事項

① 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

② 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとすること。

③ 用紙は原則としてA4サイズ（縦）とすること。A3サイズを使用する場合には、折込みとすること。

6 審査

(1) プレゼンテーション

① 日 時

令和7年7月10日（木）13:00～17:00の間の指定した時間

② 場 所

大分県庁内会議室（応募社に別途通知する）

(2) 説明者

説明者は3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの時間

20分以内とし別途質疑時間を確保する

(4) 質疑応答

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき質疑応答を行う。

(5) その他

- ① 企画提案希望者が多数（５者以上）となった場合は、「７ 審査基準」に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（４者）を選定する。
- ② 集合時間等は、企画提案参加希望者に電子メールにて通知する。
- ③ プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

7 審査基準

審査にあたっては、ツール・ド・九州２０２５ 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務提案書審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づき審査委員が個別に評価採点（１００点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出し、順位を決定する。

8 選定

- （１） ７の審査基準により各審査委員の評価点の合計の最も高い者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、評価点の高い順に順位付けを行う。
- （２） 選定結果は、すべての提案者に文書で速やかに通知する。
- （３） 審査経緯及び審査内容は公表しない。
- （４） 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約等の締結

- （１） 前記８の選定による最優秀提案者を業務委託候補者として業務履行に必要な協議を行う。
協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、契約金額の範囲内において内容を修正することもあり得る。
- （２） 協議が不調の時は、前記８により順位付けられた上位の者から順に契約等の締結の協議を行うものとする。

10 その他留意事項

- （１） 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名・押印のない参加表明書により参加申込みをしたもの。
- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出したもの。
- ⑤ 「４（２）提案書等提出書類」に示す提出書類がないもの。

⑥ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。

⑦ 不正行為が行われたと認められるもの。

(2) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止又は中止、取り消すことがある。

なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を委託者に請求することはできない。

(3) その他

① 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。

② このプロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。

③ 提案書の取扱い

ア 提出された提案書は、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする。

イ 提出された書類は、必要に応じて複製を作成することがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限後は、企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。

オ 提出された企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属し、無償で委託者に譲渡するものとする。

④ 実際の業務内容は、提案内容を基に予算の範囲内で委託者と選定した業者との話し合いにより決定する。

⑤ 提案書の提出は、1者について1案とする。

⑥ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。

⑦ 上記⑥に示す個人情報の取扱いは、個人情報保護法（平成15年法律第57号の規定に従うこととする。

⑧ 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

11 問い合わせ先

ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージ推進委員会

（大分県企画振興部スポーツ振興課） 荒木

電話 097-506-2089 FAX 097-506-1725

E-MAIL : a10330@pref.oita.lg.jp